

愛媛県立松山聾学校

# いじめ防止基本方針

平成 29 年 4 月

# 学校いじめ防止基本方針

愛媛県立松山聾学校

## 1 はじめに

いじめ問題は、幼児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、幼児児童生徒に関わる最重要課題の一つである。

現代のいじめは、冷やかしやからかい、また、暴力行為などのほか、情報機器を介したいじめまで、多岐にわたっており、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になったり、自らの命を絶とうとしたりするなど、深く傷つき、悩んでいる幼児児童生徒（以下、生徒等とする）もいる。いじめ問題への対応は学校として大きな課題となっている。

平成25年度の「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、「愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校における「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。生徒等が意欲を持って充実した学校生活を送れるよう、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決することを目的とし、この基本方針を策定する。

## 2 本校の取り組み

本校ではいじめの早期発見のために、アンケートを年2回、7月と12月に実施している。一人一人の実態を把握し個々に応じた教育を行える環境にあり、同時に、生徒等が教員と共有する時間も多く、何かあったときには気軽に相談できる雰囲気作りがなされている。日々のコミュニケーションを通して相互信頼の上に築き上げられた人間関係が存在する。

本校生徒等は、聴覚障がいを持つため、耳からの情報が入手しづらい状況にある。そのために、コミュニケーション上の意思疎通がうまくいかないときも多々あり、コミュニケーション能力の育成・日本語力の向上が必要不可欠なものとなる。また、聴覚障がい者ということで、ややもすれば被害者になりかねない。そこで、自立活動学習等を通して、自己の障がいを正しく認識し、いかなる場合においても、適切に対応できる力を育成するために、日々の教育活動を充実させるよう取り組んでいる。

## 3 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ア「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- イ「いじめは、どの生徒等にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ウ「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (3) いじめの構造と動機

#### ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒等」、「いじめる生徒等」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒等がいる場合が多い。周囲の生徒等の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

#### イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- (ア) 嫉妬心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- (イ) 支配欲 (相手を思いどおりに支配しようとする)
- (ウ) 愉快犯 (遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする)
- (エ) 同調性 (強いものに追従する、数の多い側に入っていたい)
- (オ) 嫌悪感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- (カ) 反発・報復 (相手の言動に対して反発・報復したい)
- (キ) 欲求不満 (いらいらを晴らしたい)

### (4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ア からかい・嫌がらせ、悪口・陰口、落書き・物壊し、集団での無視、仲間はずれ、故意な身体的接触(ぶつかる・小突く)、暴力、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷・噂流し、たかり・恐喝
- イ 障がいから生じる上記のようないじめ

## 4 いじめ防止の指導体制・組織的対応

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙 1 日常の指導体制におけるいじめ防止委員会の設置

### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合の解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙 2 緊急時の組織的対応におけるいじめ対策委員会の設置

## 5 いじめの防止

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

### (1) 学級経営

- ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- イ 生徒等が必要な支援を受け、安心して存在できる居場所作り
- ウ 「いじめを許さない」雰囲気醸成

### (2) 学習指導の充実

- ア 一人一人に配慮した分かりやすい授業作り
- イ 発信力と受信力を備えたコミュニケーション能力育成のための言語活動の充実
- ウ 日常生活におけるコミュニケーションの基盤となる日本語力の向上

- (3) 特別活動、道徳教育の充実
  - ア 学級活動・ホームルーム活動における望ましい人間関係作りの活動
  - イ 思いやりや協調の精神、自他の生命を尊重する態度を育成する道徳教育の充実
  - ウ 生徒等が自主的にいじめの問題について考え議論する等のいじめの防止に資する活動
- (4) 自立活動の充実
  - ア 障がいの正しい認識
  - イ 障がいに基づく種々の困難に対する問題解決能力の養成
  - ウ 社会で自立できる力の育成
- (5) 個別相談の充実
  - ア 面談の定期的実施
- (6) 人権教育の充実
  - ア 人権意識の高揚
  - イ 講演会等の開催
- (7) 情報教育の充実
  - ア 教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (8) いじめ防止委員会の設置
  - ア 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
  - イ 校内研修会の企画・立案
  - ウ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
  - エ 要配慮の生徒等への支援方針
- (9) 保護者・地域との連携
  - ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
  - イ 生徒等の様子が報告できる場の確保
  - ウ 参観日・学校公開の実施

## 6 いじめの早期発見

いじめの早期発見の基本は、①生徒等のささいな変化に気付くこと、②気付いた情報を共有すること、③（情報に基づき）速やかに対応することである。

- (1) 日々の学校生活における生徒等の観察
  - ア 生徒等の見守りや信頼関係の構築
  - イ 雑談や日記等を活用し交友関係や悩みを把握
  - ウ 個人面談・保護者面談・家庭訪問の実施
- (2) いじめられている生徒等、いじめている生徒等のサイン  
別紙 3
- (3) 教室・家庭でのサイン  
別紙 4
- (4) アンケートの実施
  - ア 年間 2 回、無記名で実施（7 月と 12 月）
  - イ 実施後、必要に応じて追跡調査の実施（面談等）
- (5) 相談体制の整備
  - ア 相談窓口・相談箱の設置
  - イ 面談の定期的実施

## (6) 情報の共有

- ア 報告経路の明示・報告の徹底
- イ 部会等での情報共有
- ウ 要配慮生徒等の実態把握
- エ 進級・入学時の引継ぎ

## 7 いじめへの対応

### (1) いじめられている生徒等への対応

いじめられている生徒等の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒等の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ア 安全・安心の確保
- イ 継続した心のケア
- ウ 今後の対策
- エ 認め、励ますための活動の場等の設定
- オ 温かい人間関係作り

### (2) いじめている生徒等への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒等の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ア いじめの事実確認
- イ いじめの背景や要因の理解
- ウ いじめられている生徒等の苦痛に気付かせる指導
- エ 今後の生き方を考えさせる支援

### (3) 関係集団への対応

被害・加害生徒等だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ア 自分の問題として捉えさせる指導
- イ 望ましい人間関係作り

### (4) 関係保護者への対応

- ア 指導に対する協力の依頼
- イ 傾聴の姿勢
- ウ 十分な面談時間の確保
- エ 関係生徒等及びその保護者の心情への配慮
- オ (場合によって) 関係機関介入の許可

### (5) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- ア 教育委員会との連携
  - (7) 関係生徒等への支援・指導、保護者への対応方法
  - (1) 関係機関との調整
- イ 警察との連携
  - (7) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
  - (1) 犯罪等の違法行為がある場合

## ウ 福祉関係との連携

- (ア) 家庭の養育に関する指導・助言
- (イ) 家庭での生徒等の生活、環境の状況把握

## エ 医療機関との連携

- (ア) 精神保健に関する相談
- (イ) 精神症状についての治療、指導・助言

## 8 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒等の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒等になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒等の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの予防

#### ア 保護者への啓発

- (ア) フィルタリング
- (イ) 保護者の見守り

#### イ 情報教育の充実

- (ア) 教科「情報」における情報モラル教育の充実

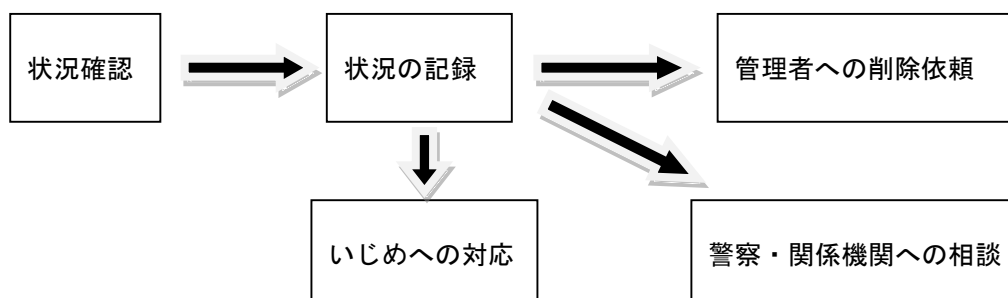
#### ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

### (3) ネットいじめへの対処

#### ア ネットいじめの把握

- (ア) 被害者からの訴え
- (イ) 閲覧者からの情報

#### イ 不当な書き込みへの対処



## 9 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

#### ア 生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- (ア) 生徒等が自殺を企図した場合
- (イ) 精神性の疾患を発症した場合
- (ウ) 身体に重大な障害を負った場合
- (エ) 高額の商品を奪い取られた場合

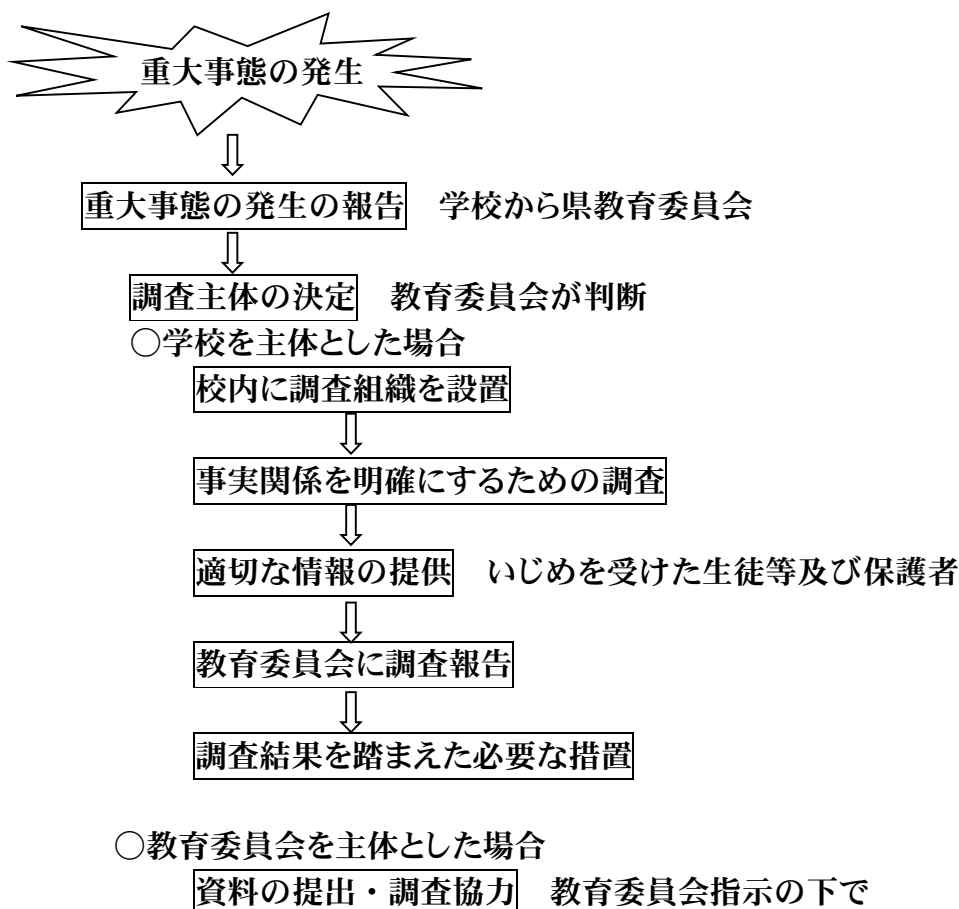
#### イ 生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき

- (ア) 年間の欠席が 30 日程度以上の場合
- (イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力

(3) 重大事態への対応



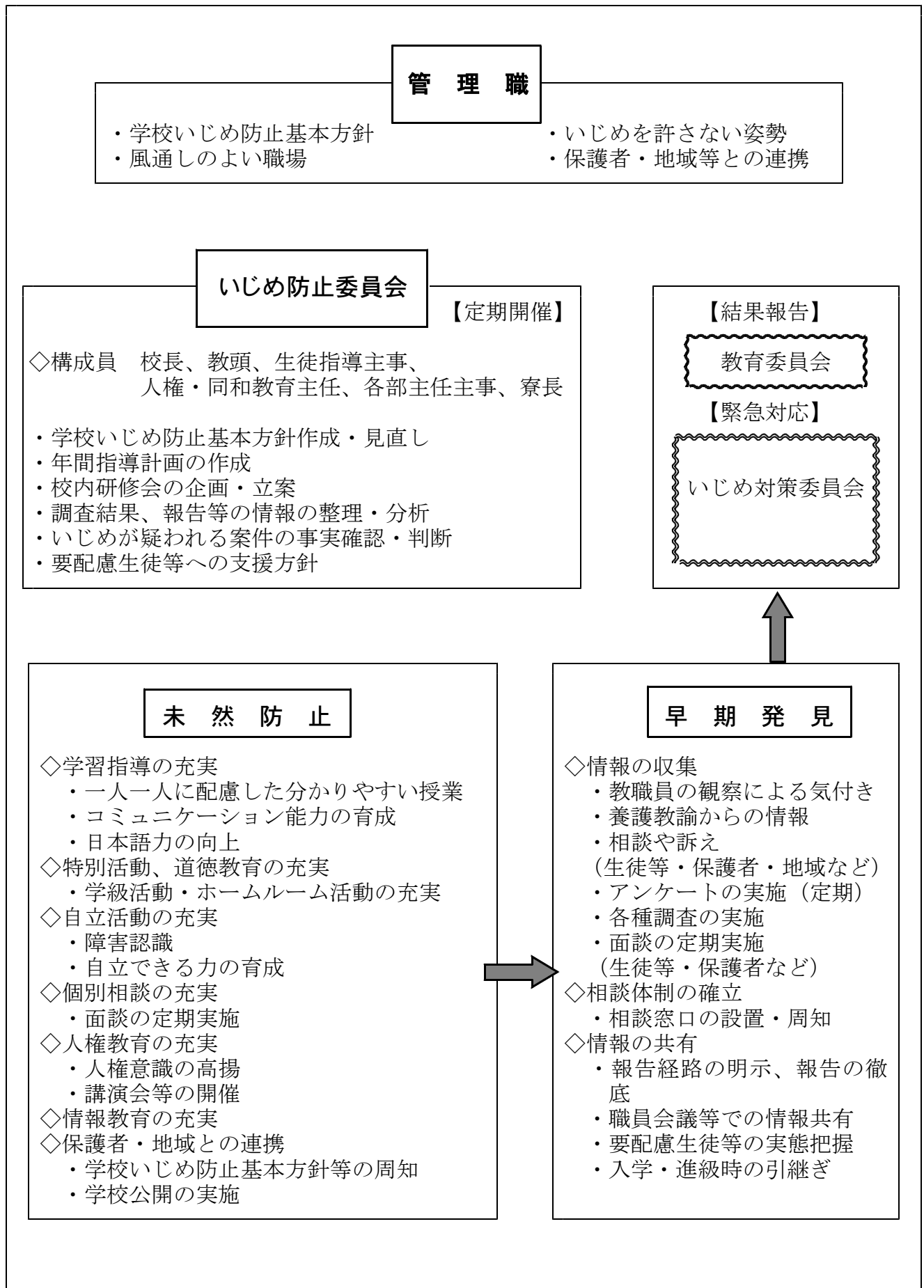
\* 以下のような場合には教育委員会が調査を実施

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒等又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれのある場合

10 おわりに

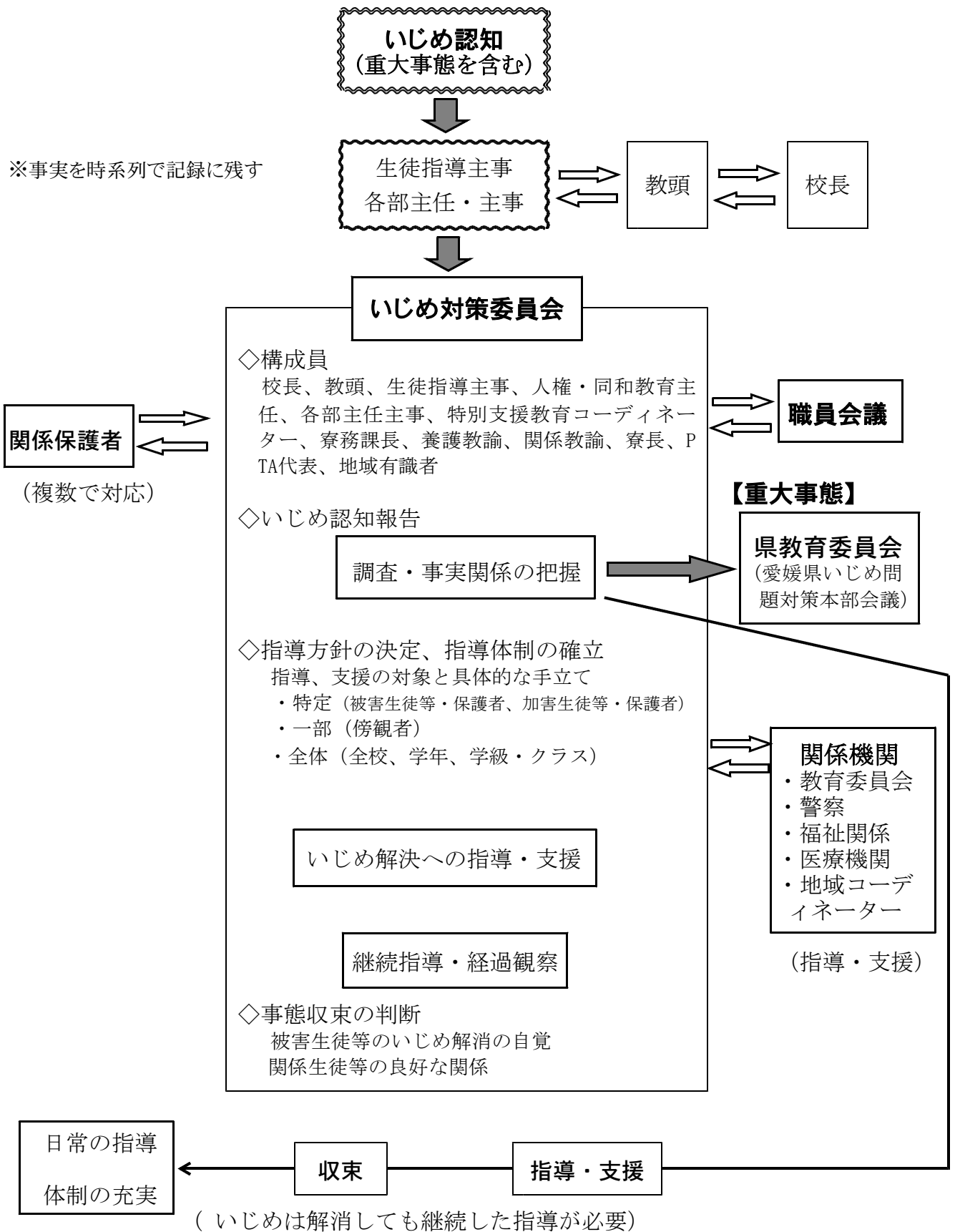
今回、いじめ問題に迅速かつ適切に対応するために、「いじめ防止基本方針」を策定した。「本校にいじめはない」という認識ではなく、「いじめはいつどこで起こるか分からない」という危機感を持って、学校と保護者・関係機関が連携しながら対応できるよう、日頃から共通理解を図りながら意識を高めておきたい。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）





緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)



## 別紙 3

### 1 いじめられている生徒等のサイン

いじめられている生徒等は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で生徒等を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	チェック	サ イ ン
登校時 朝のSHR		遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中		保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等		給食にいたずらをされる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが、表情がさえない。 衣服が汚れている。 一人が清掃している。
放課後等		慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

### 2 いじめている生徒等のサイン

いじめている生徒等がいることに気が付いたら、積極的に生徒等の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

チェック	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒等にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒等がいる。

## 別紙 4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

チェック	サイン
	<p>嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒等の名前が出る。 筆記用具の貸し借りが多い。</p> <hr/> <p>壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。</p>

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒等の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

チェック	サイン
	<p>学校や友人のことを話せなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。</p> <hr/> <p>理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。</p> <hr/> <p>学習時間が減る。 成績が下がる。</p> <hr/> <p>持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。</p>